

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年8月17日 午後1時27分～午後2時51分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	中島 由美子	委員	森 満 晃

○欠席委員

委員 川添 公貴

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二

○その他の議員

議員 井上 勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎	商工観光部長	末永 隆光
総務課長	田代 健一	観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス推進課長	古川 英利
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功司	建設部長	泊 正人
危機管理監	新屋 義文	教育部長	中川 清
企画政策部長	永田 一廣	水道局長	落合 正洋
		水道管理課長	元石 功一
農林水産部長	橋口 誠	議会事務局長	田上 正洋
六次産業対策監	小柳津 賢一	議事調査課長	道場 益男

○事務局職員

事務局 長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議事調査課 長	道場 益 男	主 幹	久 米 道 秋
課 長 代 理	茶 圓 勝 久	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一		

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 会議規則の一部改正について
 - 4 意見交換会における各種団体の選定（案）について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）おそろいですので始めたいと思います。

定数9名、現在員9名、出席8名、欠席1名であります。欠席の1名は川添委員が欠席の届け出でございます。よって、定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）皆様、大変御苦労さまでございます。二、三、おつなぎをします。

もういよいよ再稼働、九州電力の1、2号機も含めて再稼働の状況については、るる、皆さん方、御承知のとおりであります。

実はきょう10時半から、県庁、伊藤知事のところに、市長、副市長含めて、本市の国・県事業に伴う県知事要望というのを行ってまいりました。

それで、これがその要望書なんですけど、お互い議員各位、情報を共有するという意味からこれを棚入れしますので、大体、薩摩川内市が県・国へどういうことを要望しているのかということ、後ほど目を通していただいたらありがたいと思います。

全般にやると時間がないので、特に市長のほうから原子力発電所の安全確保と防災体制の確立というのと、それと重要港湾の川内港の機能充実という — いろいろ川内港のヤードが、今大変、機能不足という、ことでこれを軸に2点ほど強く要望をしました。

それで、こまごましたのは、また副市長、グループを分けて、それぞれの関係の部課長にお願いするということになります。

私のほうからは、特に原子力に関係することとして、知事にもしっかりわかっていただきたという思いがあって、今、薩摩川内市を訪れるというか、全国の原子力を立地している市町村議会あるいは隣接議会が、非常に薩摩川内市を視察においでになることが多いと。そういうことから、

今、我々の大きな責任は、一応、原子力の方向性は決めたものの、やはりそういう立地の皆さん方が懸念されることは、薩摩川内市議会が、この原子力の先陣を切ったひとつの経緯ということやら、住民理解をどう求めたのか、あるいは安全対策をどう確認してきたのか、そしてまた九州電力の取り組み、新規制基準への見解、さらには住民理解というもの等について視察に来られて意見を求められているのが現状だと。我々もしっかりとこれまでの経緯を踏まえながら、大変な議論を踏まえ、苦勞して最終判断を出したということ、今るるそういうところにも説明をしているんだということも含めて、十分な説明を今やっている責任がありますということ踏まえながら、やはり原発は国策でありますので、ぜひまた知事としても国のほうにそういう安全対策も踏まえながら、ぜひ御尽力をいただきたいということも再度お願いを申しました。

あわせて、避難計画を含めて避難訓練等もるる計画にはもちろん持っていらっしゃるんですけども、特に訓練も含めて、また努力をお願いしたいというようなことも、本日、知事のほうには申し上げたところです。

それから、全く話は違いますが、昌寧郡、言えば韓国のチャンヨングンの方々が20日からいらっしゃいます。

樋脇中学校ですか、これまでサッカーをいろいろやっていますので、その子どもたちも含めていらっしゃいますので、これもまた歓迎レセプション等を含めながら、企画経済の方にも対応をいただくということになっておりますので、このことを一つ、またおつなぎをしておきます。

今回の9月議会は、決算も含めて、指定管理も含めていろいろと条例制定あるいは補正予算等を含めて大変長い会期になりますけれども、どうぞひとつまたよろしく議会運営のほうもお願い申し上げて挨拶いたします。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ありがとうございました。

△今期定例会の会期及び会期日程

（案）について

○委員長（大田黒 博）それでは、まず今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題と

いたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1—1、平成27年第3回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は8月25日から10月9日までの46日間であります。会期日程は8月25日の本会議で付託事件等審査結果報告及び議案説明、翌26日正午に代表質問の、午後3時に個人質問の通告締め切り、質問予定者数については、資料1—2のとおり、代表質問が4会派、個人質問が最大で9人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、4日及び7日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、8日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案等付託、休会中の10日に企画経済委員会と建設水道委員会を、11日に総務文教委員会と市民福祉委員会を開催願ひ、14日は委員会予備日としてはいかがかと考えます。

さらに、24日の本会議では、付託事件等審査結果報告、決算認定議案等説明及び議案付託を行い、裏面をごらんください、休会中の29日及び30日に決算審査に係る総務文教委員会と企画経済委員会を、10月1日及び2日に同じく市民福祉委員会と建設水道委員会を開催願ひ、5日は委員会予備日とし、9日の本会議では付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が9月7日の本会議終了後に、決算認定議案等に係る議運が9月15日の午前10時から、さらに最終日の議運が10月9日の午前9時から、それぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑はないと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で今期定例会の会期及び会期日程（案）に

ついでに審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2—1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、閉会中の審査結果報告が2件、陳情第8号及び10号について、市民福祉委員会から、8月25日の本会議において御報告いただく予定であります。

ここで資料2—2、陳情の審査結果をごらんください。

陳情第8号及び10号の付託先である市民福祉委員会の審査結果は、いずれも不採択とすべきものであります。

なお、委員長報告を受けて、質疑、討論、採決となりますが、討論される議員におかれては8月21日までに通告くださるようお願いいたします。

次に、提出予定議案は、一般議案80件、補正予算議案12件の計92件であります。

ここで資料2—3、付議事件一覧をごらんください。

議案第84号は、個人情報保護条例の一部改正であり、いわゆるマイナンバー法の公布により、特定個人情報の利用等が開始されることに伴い、その適正な取り扱いの確保等のため、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第85号は、空家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めることにより、安全安心なまちづくりを推進するため、空家等対策の推進に関する条例を新たに制定しようとするもの。

議案第86号は、育英小学校屋内運動場新增改築（建築）工事について、記載のとおり工事請負契約を締結しようとするもの。

議案第87号は、公民館条例の一部改正であり、下甌公民館の用途を廃止するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第88号は、市立図書館条例の一部改正であり、下甌分館を下甌支所内に、鹿島分館を鹿島公民館内に移転するほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の5件は9月11日の総務文教委員会に。

次に、議案第89号から8ページの126号までは、いずれも指定期間満了に伴う各地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定議案であり、それぞれ引き続き各地区コミュニティ協議会を指定しようとするもの。

議案第127号は、地域特産品直売所条例の廃止条例であり、祁答院ロード51及び世界一郷水車直売所を普通財産に変更し、活用を図るため、廃止しようとするもの。

議案第128号は、きんかんの里ふれあい館条例の廃止条例であり、入来町浦之名の当該施設を普通財産に変更し、活用を図るため、廃止しようとするもの。

議案第129号は、農産物加工センター条例の一部改正であり、祁答院特産品加工センターについて、その用途を廃止し、普通財産に変更しようとするもの。

議案第130号から132号までは、いずれも公の施設の廃止条例であり、130号は入来町浦之名の農村水辺修景施設を、131号は祁答院町黒木の祁答院地域資源活用交流体験施設を、132号は入来町浦之名の市民ふれあい農園施設を、それぞれ普通財産に変更し、活用を図るため、廃止しようとするもの。

9ページをごらんください。

議案第133号は、市営横馬場駐車場の指定管理者である株式会社まちづくり薩摩川内が、本年9月30日に会社合併により解散することに伴い、新たに株式会社薩摩川内市観光物産協会を指定管理者として指定しようとするもの。

議案第134号は、新たに甌島地域活性化施設条例を制定するものであり、甌島地域の水産業を生かし、憩いと交流の場を提供するとともに、甌島の情報発信により地域活性化を図るため、上甌町、中甌及び下甌町手打に地域活性化施設を設置しようとするもの。

議案第135号は、財産の無償譲渡議案であり、樋脇観光拠点施設遊湯館の建物6棟について、普通財産に変更後、物産販売施設及び飲食店経営並びに付随サービス提供施設として使用することを条件に、本年10月1日、株式会社遊湯館へ無償譲渡しようとするもの。

10ページをごらんください。

議案第136号は、財産の無償貸付議案であり、樋脇観光拠点施設遊湯館の敷地1,008.54平

方メートルを普通財産に変更後、物産販売施設及び飲食店経営並びに付随サービス提供施設として使用することを条件に、本年10月1日から30年間、株式会社遊湯館へ無償貸し付けしようとするもの。

議案第137号は、道の駅樋脇条例の規定により、当該施設の指定管理者として株式会社遊湯館を指定しようとするもの。

議案第138号から11ページの142号までは、いずれも指定期間満了に伴う各施設に係る指定管理者の指定議案であります。

138号は宮里体育館の、139号は港体育館の、140号は冷水体育館の、141号は亀山小屋外運動場照明施設等の、142号はレガッタハウスの、それぞれ現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもので、以上の54件は9月10日の企画経済委員会に。

次に、議案第143号は、住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止条例であり、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードの交付が終了すること等に伴い、当該条例を廃止するとともに所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第144号は、環境保全条例の一部を改正する等の条例制定により、環境保全条例において希少野生動植物の保護等について定めるとともに、甌島国定公園指定に伴い、自然保護条例を廃止しようとするもの。

議案第145号から12ページの151号までは、いずれも指定期間満了に伴う各施設に係る指定管理者の指定議案であり、145号は鹿島小牟田墓地について新たに鹿島南自治会を指定するとともに、146号は樋脇岩下共同納骨堂の、147号は入来大内田共同納骨堂の、148号は市立甌島敬老園、特別養護老人ホーム甌島敬老園等の、149号は特別養護老人ホーム鹿島園の、150号は里生活支援ハウスの、それぞれ現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもので、以上の9件は9月11日の市民福祉委員会に。

次に、議案第152号から14ページの158号までは、いずれも指定期間満了に伴う各施設に係る指定管理者の指定議案であり、152号は倉野農村公園の、153号は藤本滝公園の、154号は矢立農村公園「せせらぎの里」の、155号は桜渡農村公園の、156号は里農

村公園の、157号は山田農村公園の、158号は東郷藤川ふれあい交流公園の、それぞれ現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもの。

議案第159号は、財産取得議案であり、川内駅西口駐車場の入出庫管理システム更新のため、記載のとおり同システム一式を取得しようとするもの。

議案第160号は、川内駅西口駐車場等の指定管理者である株式会社まちづくり薩摩川内が、本年9月30日に会社合併により解散することに伴い、新たに株式会社薩摩川内市観光物産協会を指定管理者として指定しようとするもの。

議案第161号は、市営住宅条例の一部改正であり、老朽化の著しい8棟29戸について、用途を廃止するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第162号は、簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の、163号は水道事業給水条例のそれぞれ一部改正であり、いずれも安全安心な水の安定供給を行うため、水道料金の額を来年4月1日から引き上げようとするもので、以上の12件は9月10日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

ここで、資料の2-4、除斥対象議案に係る本会議の議事運営についてをごらんください。

今期定例会に提出される地区コミュニティセンターの指定管理者の指定議案38件は、引き続き地区コミュニティ協議会を指定しようとするものでありますので、議員が地区コミュニティ協議会の相談役、顧問も含む役員等に就任されている場合、除斥対象議案となります。

このため、今後、議員に文書で紹介するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

なお、他の指定管理議案についても同様の取り扱いとなります。

そこで、地区コミュニティセンターの指定管理者指定議案の本会議での取り扱いでありますけれども、まず1の(1)8月25日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案は別途1件ずつ議題として提案理由説明を受けることとなります。

さらに、(2)9月4日、7日及び8日の総括質疑並びに一般質問、また(3)9月24日の委員長報告及び採決についても同様の取り扱いとな

ります。

裏面をごらんください。

2の本会議における議長口上と除斥対象議員の退席等については記載のとおりであります。除斥対象の議員におかれましては、これまで自主退席いただいておりますので、今回も同様をお願いをいたします。

なお、3の地区コミュニティセンターの指定管理者の指定議案の採決方法について、9月24日の本会議では除斥対象議案及び討論通告がない議案を除いて、前回同様一括採決することとしてはいかがかと考えます。

次に、資料2-3、付議事件一覧に戻っていただき、14ページの下のほうをごらんください。

議案第164号については、平成27年度の一般会計補正予算であり、各常委員会に分割付託してはと考えます。

15ページをごらんください。

議案第165号から175号までの11件については、平成27年度の各特別会計及び水道事業会計補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

16ページをごらんください。

次に、今後提出予定議案等ですが、ごらんのとおり中日、9月8日の提出予定はなく、9月24日に報告3件、決算認定議案16件の、また最終日に任期満了に伴う人事案件8件のそれぞれ提出が予定されているようです。

以上です。

○委員長(大田 博) ただいま事務局から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○財政課長(今井 功司) 財政課でございます。本市議会定例会に上程いたします補正予算について御説明いたします。

別冊の平成27年度薩摩川内市各会計予算書・予算に関する説明書(第2回補正)を御準備いただきたいと思っております。

193ページでございます。

また、補正予算の資料といたしまして、第2回補正予算の概要もお配りしておりますので、あわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明いたします。

各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。

今回の補正は、一般会計と10特別会計の補正

となっております。

一般会計の補正額は、10億7,207万9,000円の増額、補正後の額を517億2,469万円とするものであり、特別会計につきましてはごらんとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。

特別会計では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務の4会計以外の特別会計で、一般会計と同様、職員異動等に伴う一般職員給与等の調整を行ったほか、簡易水道事業、天辰第一地区及び入来温泉場地区土地区画整理事業では、補助内示に伴います事業費の調整を、その他の特別会計では、事業実施に伴います経費や地方消費税納税額の確定に伴う経費の増額や国の制度改正に係る施行準備経費の調整等を行っているところでございます。

では、一般会計につきまして御説明いたします。

195ページの歳出目的別の表をごらんください。

議会費では、議会管理費において職員異動等に伴う一般職員給与等の調整を行っております。

なお、今回の補正では、各費目において、職員異動等に伴う一般職員給与等の調整を行っておりますが、63ページ以降に給与費明細書をお示しておりますので、各費目における給与費の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、総務費でございます。総務費では、財産一般管理費において、今回の財源対策として、繰越金の確定に伴い、財政調整基金積立金を増額したほか、地域情報化推進事業費において、本年度、他機関で発生いたしました個人情報流出事案を受け、本市の情報システムへのセキュリティー対策を実施するための経費を計上し、鹿児島県議会議員選挙費において、事業費確定により減額調整をしております。

民生費では、児童福祉施設整備費において、国・県補助金の内示を受け、認可保育所及び認定こども園の増改築や大規模改修に対します補助経費を計上し、児童館費においては新たに放課後児童クラブを設立する事業所に対する補助経費を増額しております。

衛生費では、地域医療対策費において、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計での職員異動等

に伴う一般職員給与等の調整による繰出金の減額を、環境保全対策費において県補助金の内示を受け、甌島地域における漂着物の回収等を行う経費を計上しております。

農林水産業費では、6次産業化推進事業費において、今後の執行見込みにより支援補助経費を増額し、林業振興育成費において有害鳥獣の捕獲頭数の実績見込みにより捕獲経費を増額しております。

商工費では、シティセールス企画総務費において、観光施策と中心市街地活性化施策を一体的に取り組むため、組織合併する観光物産協会の事業展開を支援するための経費を増額し、観光物産施設事業費において、甌島館の譲渡先法人に対する甌島館活用促進補助経費を計上しております。

土木費では、橋梁維持費及び中郷五代線整備事業費において、国庫補助内示により減額し、公共下水道費においては、公共下水道事業特別会計での補正に伴い繰出金を増額し、住宅管理費において、全戸空き家となった立石住宅周辺の環境保全のための解体経費を計上しております。

消防費では、消防防災行政無線通信施設管理費において、中継局2カ所の設備改修に係る経費を計上しております。

教育費では、中学校扶助費において、スクールバスの借り上げ経費を実績見込みにより減額し、小学校近代教育設備費及び中学校近代教育設備費において、他機関で発生した個人情報流出事案を受け、学校教育用情報システムへのセキュリティー対策を実施するための経費を計上し、地域公民館施設設備整備費において、下甌公民館の耐震性不足による危険性の早期回避のための解体に係る経費を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

94ページでございます。

歳入の表をごらんください。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業確定等により、各補助金等を増減調整しております。

寄付金では、教育費寄付金において、一個人から6万円の寄附をいただきましたので、予算補正するものであります。

繰入金では、川内駅周辺地区土地区画整理事業の清算事務に係る一般会計への繰入金を減額し、繰越金では決算に伴う確定額の一部を今回補正の

財源として計上しております。

諸収入では、林業受託事業収入として、分収契約に基づく作業路開設事業に伴う歳入を計上し、雑入において有害鳥獣の捕獲頭数の実績見込みにより、有害鳥獣被害防止、緊急捕獲等対策事業推進交付金等を増額しております。

市債では、樋脇グラウンド・ゴルフ場整備事業に係る財源として、レクリエーション施設整備事業債を増額するほか、国庫補助金の内示に伴い、道路整備事業債及び都市計画事業債を増減調整するものであります。

続きまして、継続費補正について御説明いたします。

6ページでございます。

第2表、継続費補正は、1事業を追加するもので、中郷五代線整備事業費において、肥薩おれんじ鉄道の軌道との立体交差部の改良事業を、平成29年度までの3カ年に向け施行する必要性が生じたことにより継続費を追加するものであります。

続きまして、7ページをお開きください。

繰越明許費について御説明いたします。

第3表、繰越明許費は、1事業を設定するもので、安心子ども基金事業において、補助対象者である認定子ども園が実施する大規模改修工事の所要期間により年度内での完成が見込めないため、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

8ページでございます。

第4表、債務負担行為補正は、追加が54事業、変更が1事業であり、追加は8ページから12ページにわたる53事業が、来年度に新規または更新時期を迎える指定管理料に係るものであり、12ページの最終行の保育所等整備交付金事業は、国の補助採択から2カ年にわたることや補助対象者の事業執行機関から債務負担行為の設定を必要とするもので、変更は当初予算で設定いたしました6次産業化支援事業補助について、今後の事業の実施見込みにより、ごらんのとおり限度額を変更しようとするものであります。

13ページをごらんください。

地方債であります。

第5表、地方債は、レクリエーション施設整備

事業及び道路整備事業において限度額を増額し、都市計画事業において限度額を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ほかに。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）ただいま財政課長から補正予算の説明がありましたが、そのうちの予算に関する説明書の195ページの中で、観光・シティセールス課に関する大きい案件がございましたので、補足説明をさせていただきたいと思っております。

ページ中ほどの商工費の中に、右側の備考欄のところにありますが、シティセールス企画総務費とありますが、これは先ほども説明がありましたが、観光物産協会に対する運営支援の補助金の増額でございます。

観光物産協会とまちづくり会社の合併に際しまして、財務上負担となる放送事業の長期債も解消して経営の安定化を図りたいということと、2点目に地元事業者のビジネスチャンスに広げられる拠点として「きやんせふるさと館」、これは整備されてからもう10年以上リニューアルされていませんので、このリニューアル工事に対する助成をしたいということでございます。

次に、2点目でございますが、観光物産施設事業費が追加になっておりますが、これは6月議会で企業誘致方式で譲渡先を探していました甌島館につきまして、譲渡先は決定していただいたところでございますが、営業継続のために甌島館の活用促進条例を制定していただきました。

これに基づきまして、今回、営業費等補助金等、泉源の改修費補助金を補正予算として提案させていただいているものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○水道局長（落合正浩）水道局でございます。

議案第162号及び163号につきまして、水道料金の改定でございますが、水道局が提出しております議会資料に基づき説明いたしますので、水道局提出の議会資料を御用意をいただきたいと思っております。

開いていただき、2ページからでございますが、詳細につきまして水道管理課長に説明させます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第

162号及び163号につきまして、163号で説明をいたします。

水道事業は、総合計画として地域水道ビジョンを策定しておりますが、水道ビジョンの策定期間が平成20年から平成28年までの9年間としておりました。

平成28年度が最終年次となりまして、最終年度は本土の簡易水道を水道事業に事業統合、それから甌地域につきましては、上島、下島それぞれ1簡易水道に統合をする予定としております。

この統合によりまして、平成28年度からの水道施設の整備あるいは平成28年度事業統合からの経営の状況と、そういったことをいろいろ検討いたしまして、水道ビジョンにかわる平成28年度からの10カ年の事業計画を策定し、またその事業計画にあわせて財政計画を策定したところでございます。

その結果、健全な事業運営を継続し、安全安心な水の安定供給を行うため、今回、水道料金の改定をお願いすることとしております。

まず、1番目の水道料金ですが、料金体系は現行のままで、口径別の逦増型水道料金としております。

また、改定率を18.4%としております。

2番目の水道料金改定の概要になります。

(1)で、改定につきましては、水道料金損益ベースにより算定をしております。

また、(2)算定期間といたしましては、平成28年度から32年度までの5カ年としております。

3として、改定実施時期を平成28年4月1日としております。

(4)改定率になりますが、改定率の公式をここに示してございますが、分母が現行料金による収入、これは現在の料金で平成28年から平成32年までの水道料金がどの程度あるかというのが分母になります。

また、分子には平成28年度以降の総費用と、それから資産維持費、それから料金以外の収入を差し引いてございますが、それが分子になります。結果、18.4%の改定が必要になるということでございます。

3番目に、収入及び費用算定基準になりますが、まず収入は過去の口径別あるいは水需要の動向を考慮して5年間の料金を算定をしております。

また、給水負担金につきましても、過去の給水件数等を考慮して算定をしたところです。

費用について説明をいたします。

まず、ア、職員給与費ですが、職員給与費の考え方として、給与改定と定期昇給とをあわせ0.5%アップとして算定しております。

また、事業統合による経営の効率化あるいは業務の委託化とアウトソーシングにより、職員を31名から28名、3名削減して職員給与費を算定しております。

イにつきましては、動力費、電気料金でございますが、過去の実績あるいは配水量を考慮して算定をしているところです。

ウ、薬品費になります。これも同じく現行単価に過去の実績を考慮し、算定をいたしております。

修繕費につきましても、過去の実績を考慮した額としています。

オ、減価償却費になります。これが大きく変動するというふうに考えております。

減価償却費は、毎年、建設工事等で資産を取得した場合、翌年度からそういった償却費用が出てきます。平成28年度から10カ年の事業計画を計画しておりますので、そういった資産を取得するごとに、こういった償却費用が増加するというふうに考えております。

あと、資産減耗費につきましては、要らなくなった構築物、配水管の布設がえ等で資産が除却をされますが、そういった費用を計上しております。

キの支払利息ですが、28年度以降の事業計画に基づいた起債の借入れ等を考慮し、算定をしております。

以上が算定の方法でございます。

次に、4ページになります。

料金の改定前と改定後になります。

まず、基本料金と従量料金がございます。

改定後、基本料金13ミリから100ミリまでございますが、改定前が、13ミリ、572円が改定後672円、20ミリが1,143円から1,353円になります。以上100ミリまで、18.4%で改定した単価になります。

次に、従量料金ですが、従量料金については水量の区分を設定をしております。

10トンまでの使用、それから10トンから20トン、それから20トンから30トン、それから30トン以上の使用につきましてそれぞれ単

価を設定しております。

まず、10トンまでにつきましては、1トンにつき62円が改定後につきましては73円になります。10トンから20トンまでが105円が124円になります。それぞれ20トンから30トン、30トン以上、それぞれ18.4%で改定をしております。

次の5ページをお開きください。

これは議案第162号の簡易水道の料金になりますが、簡易水道も同じ料金としております。

6ページになります。

料金の比較表になります。

下の下段の欄で説明いたします。2カ月というところで説明をいたします。

現行、2カ月、20トン御使用の方が現在2,570円ですが、改定後3,040円になり、470円の増加でございます。30トン御使用の方が、3,700円が4,370円、670円の増というふうになります。以下、40トン、50トン、それぞれ下段に示してございますが料金の改定額になります。

次の7ページをお開きください。

28年度以降の10カ年の水道事業の事業計画でございます。

種別のところに、耐震、それから更新、整備、それから統合簡易水道と事業を四つに区分した事業計画を策定しております。

耐震につきましては、施設の耐震関係の整備でございます。

更新につきましては、丸山浄水場の施設の更新あるいは老朽管更新等でございます。

整備につきましては、それぞれ地域のことににつきまして整備をしたいというふうに考えております。

また、統合簡易水道につきましては、上水道区域と簡易水道区域それぞれありましたので、そういったところとの連絡管、そういったもの等について整備をしたいというふうに考えております。

10カ年で75億円の総事業費と考えているところでございます。

また、8ページは、これに基づいた平成28年度の財政計画でございます。

上段が収入、それから中段以降が支出になります。ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いま

す。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、これより質疑、御意見をお聞きしたいと思います。ございませんか。

○委員（谷津由尚）1点、議案第143号です。

住民基本台帳法の一部改正は認識をしております、それによって住基カードが永遠に使えるわけじゃなくて、向こう何年かで廃止になるというのはわかっているんですが、今回この住基カードの利用に関する条例を廃止するということは、でも住基カード自体は向こうあと何年か使えますよね。

この条例を廃止した後、その使うまでの期間というのはどういう取り扱いされるんですか。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御質問でございますが、御質問のとおり最高10年間は使えるようになりますので、今回の条例の廃止の附則の中で、10年間はその使用については有効であると、継続利用できるというような形で、附則の中でうたい込んでいくという形になります。

○委員（谷津由尚）済みません、附則って、この住基カードの条例の附則ですか。それとも住基カードの条例の附則ということは、この住基カードの条例がなくなって附則だけ残るということですか。

○市民福祉部長（春田修一）一応、廃止条例の中に附則をうたい込みまして、その中で継続利用ができるという形で整備しているところでございます。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。よろしいですか。質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時14分休憩

~~~~~

午後2時15分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

△会議規則の一部改正について

○委員長（大田黒 博）次に、会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料4をごらんいただきたいと思います。

会議規則の一部改正につきましてでございますが、1ページはこれまでも説明してきておりますけれども、1番目に標準会議規則が改正となったこと、それにあわせての改正趣旨、また標準会議規則の改正内容を記載したところでございます。

これに基づきまして、前回、前々回と御協議いただきましたけれども、標準会議規則ではちょっと不十分ではないかというような御意見等もあまして、今回、3ページ、三つ折の二案を御提案したところでございます。

まず、1案目でございますけれども、この1案目は標準会議規則と全く同じものでございます。

備考欄に多少ちょっと注釈を加えましたけれども、2条、90条それぞれ2項目が加えられております。

前回は確認の話等が出ましたけれども、この第2項につきましては、女性議員の出産に関する規定であるということで、特定されるということで、男性議員の規定ではないということになります。

したがいまして、男性議員につきましては、第1項の部分で――欠席される場合、奥さんの出産のため欠席される場合は、第1項の規定による、ということとなっております。

この1項に規定してございます「事故」という言葉でございますが、この事故は交通事故のような事故ではなくて、病気、旅行、災害による交通途絶、そういった何らかの事由によって会議に出席できない場合のことを指すということとされております。

そういったことなんですけれども、それではちょっと不十分だということで、2案目を提案したわけなんですけれども、2案目は第1項のこの「事故」という部分を、「疾病、出産、その他事故」という形で改正をしたものでございます。2項目は特段設けてございません。

これまでも、第1項の中で出産を理由に欠席す

ることは可能であったわけなんですけれども、ただ出産を事故扱いするということには結構批判もありまして、事故とは別に、このような形で欠席事由を規定している議会も政令都市等では見受けられましたので、これらを参考に、今回、2案目として提案をしたものでございます。

準則との違いでございますが、「日数を定めて」という部分がこれに入っていないわけなんですけれども、備考欄に書いてありますとおりそういった規定はないんですが、現行規定においても複数日にわたる欠席届の提出は可能であるというような解釈もされておりますし、現在の本市議会の欠席届も期間を指定した様式がとられているところで、「あらかじめ日数を定めて」という規定は、必要とならないというような解釈を持っているところでございます。

そういったことから2ページに戻っていただきたいと思いますが、今後のスケジュールでございます。

本日の議運におきまして、この改正案の新旧対照表で確認いただいて1案で行くのか、2案で行くのか、またその他の案で行くのかということで御検討をいただきたいと思います。

結論が出ましたら、9月7日に条文形式にして確認をいただき、委員会発議を決定いただく予定としております。

また、9月15日の議運におきましては、議運の準備をいたしまして、議案の送付を受け、議運の中で取り扱いを審議いただき、9月24日の本会議において議案上程、審議にしてはというようなスケジュールを立てているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）事務局から説明がありましたけれども、質疑・意見はございませんか。

○委員（佃 昌樹）改正はよくわかるんですが、やっておかなければならないだろうと思います。

しかし、現実論的にはあり得ないことで、今のこの議会ではあり得ないことなんだよ。

だから、あり得るような状況を本当はつくらんにやいかんのだな、もうちょっとやっぱ若い人が議会に出てこれるような状況をつくっていかないと、こんなのつくったって意味はないわけや。

いやいや、ただ厳しいことを言うけれども、本来だったら若い人がいて、そしてそういった状況

があるんであればこういった条例をつくる。

そして、なおかつ旦那のほうの介添えとか、そういった日も設けるとかという具体化が出てくるんだけど、何かこう現実性がないもんだから、こんなのが必要なのかなという思いがしてなりません。

それで、私どもも提案をしなきゃならないと思います。

水道局が先ほどの提案で職員の給料も上げたと、そのかわり人間を減らすということです。

我々の議員のほうもやっぱり報酬を上げないと食べていけない、若い人は食べていけない。そういった状況もあって、若い人がなかなか出てこれない状況なので、一度、皆さんで考えなきゃいけないなとは思っています。

条例自体は、つくっておくこと自体についてはやぶさかではないと思います。

ただ、やっぱり抜けているのは、ここで抜けているのはやっぱり立ち会い、奥さんの出産の立ち会いの問題とか、そういったことが具体的にはあったり、または子育ての問題が出てきたり、具体的にはそういうのが出てくるわけですので、そこまでは今回提案されていないからよしとしても、具体が出てきたらやっぱりその辺まで考えにやいかなんというふうに考えておったほうがいいんじゃないかなという意見を申し上げたいと思います。

以上です。

**○議事調査課長（道場益男）** 報酬の引き上げにつきましては、ちょっとここではいろいろできませんけれども。出産の立ち会いとか、介護とかそういったような事由につきましての欠席、そこはちょっと含まれていないというような御発言もあったように、ちょっと受けとれたんですけども。今、お出ししております2案目のこの「疾病、出産、その他事故」という中には、そういった介護とか、議員の奥さんの出産の立ち会い、そういったのも、この「疾病、出産、その他事故」という中に全て包含されてまいりますので、そういった事由が入っていないということにはなりませんので御理解いただきたいと思います。

**○事務局長（田上正洋）** 協議会にさせていただきますか。

**○委員長（大田黒 博）** 協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時24分休憩

~~~~~

午後2時25分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博） ここで本会議に戻します。

前回、いろいろ意見が出されてこの2案に少し変更してきたんですけども、2案という形で御意見がなければよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） それでは、会議規則の一部改正については、第2案のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、次回の議会運営委員会において、改めて議案を確認していただき、委員会発議の手続を行いたいと思います。

以上で会議規則の一部改正についてを終了いたします。

○議長（上野一誠） 今、佃委員のほうから議員報酬の関係ありましたが、この間、県の市議会議長会の中で、我々の今の議員報酬というのは、いろいろ市長当局と比べても、全国的と比べても非常に低いんじゃないかと、それでデータを持っていろいろと御提案がされました。

それで、今おっしゃるように若い人たちが議会の場に出てくる、そういうもの等の条件としては、やっぱりもっと議員報酬ということを考えていかなきゃいけないんじゃないかという意見も出されて、ただやはり議会の役割が非常に重要なので、そのことも議員各位の資質も上げることも大事というようなことも出されておりますので、どっかでまたいろいろ、これまでもあるんですけども、また皆さんで考えていただく機会というのを、どっかでかつくりたいとは思っていますので、そのように御理解しておいていただいたら。県の議長会でも出ましたので、我々もそこらを含めて少し検討をしていくことは大事かなと思っています。

○委員（佃 昌樹） 議長のほうで、県の状況とか意向とかというのを話されましたが、私どもが一番考えているのは、若い人が一生懸命になってプロパー的に、やっぱり議員の立場をプロパーでやってもらったほうがいいと、でないと私は年金生活者とか、それから何かの——奥さんが働くと

か——副収入を持っていなければ現実論としてなかなかできないわけですね、はっきり言って。

議員報酬だけで議員生活をやって言われても、これはやっぱりなっちゃこんわけで、そういったところが目に見えてわかっていながら、実態としては副収入を持つようにしなさいとしむけていつている。

そういう人じゃないと議員になれないと、このこと自体がやっぱり大きな問題だと私は常々思っていましたので、ぜひ議長のほうでできるだけ早い機会に皆さんに投げかけをしていただいて、適正なやっぱり議員報酬というのを市長のほうに申し出をしながら、特別職の報酬審議会の答申を出さず方向をお願いをしたいなというふうには思っています。どうかよろしくをお願いします。

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。

次に行きます。

△意見交換会における各種団体の選定（案）について

○委員長（大田黒 博）次に、意見交換会における各種団体の選定（案）についてを議題といたします。

まず、議長から説明をお願いします。

○議長（上野一誠）この件については、資料の5になりますけど、さきの議運でも説明いたしましたように、一応1から19までの団体を上げてみました。もうこれは全く確定でもないし、一つの全くの案です。

それで、まだ交渉もスタートもしてませんし、とりあえず議員各位の議会運営委員会の中で、ひとつこの方法でいいんじゃないかということになれば、またそれなりに事務局、正副議長を含めて御相談にまいると思うんですが、全く確定ではありませんので、この中に出てきてない団体、もうちょっとここ等もしてもいいんじゃないかとかいろいろあると思いますので、それはもう率直にまた御意見をを出していただきまして、一つの提案として出しましたので、確認やら検討やらお願いしたいというふうに思います。

それで、開催時期等もごございますので、もう早い時期に交渉というかお願いに行き、一応、かがみをつけた文書を持って御相談に行き御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、きょうの時点でもうこの方向でいよいよと決まれば、

もうまた作業に入りやすいんですが、いろいろ御意見があるとすれば、また次の議運の中で再度確認をさせていただきたいと思いますが、本日のところは一つの御提案として御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）事務局に資料の説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料5の意見交換会における各種団体の選定（案）についてでございますが、開催趣旨、テーマ等について改めて確認いただくものでございますけれども、開催趣旨につきましては、各種団体の現状と課題等について意見をお伺いし、市議会としての政策提案機能の一層の強化・拡大を図ろうとするというものでございまして、テーマにつきましては各種団体の現状と課題、また市議会に対する意見・要望についてとしてございます。

今回、お示ししました選定候補団体の案でございますが、19団体でございます。略称でちょっと申し上げていきたいと思いますが、一番の政経クラブ、シルバー人材センター、商工会議所、商工会、青年会議所、観光物産協会、社協、体協、企業連携協議会、J A北さつまとして2団体、園芸・果樹・お茶各部会のグループを1グループとし、またもう一グループは畜産・水稲各部会をもう一グループとするもの。それから宅建協会、川内建築四団体連絡協議会、県建設業協会のほうからは川内支部と甌島支部、それから市の建設業協会、それから国際ソロブチミスト、地域女性連絡会、それから最後、女性団体連絡協議会等、19団体を御提案したところでございます。

開催期間の関係でございますけれども、10月から一応来年の8月までとしてございます。

その8月までの閉会中の期間を充ててはということで、実質的には記載の四つの期間になろうかと思っております。10月から11月、年を明けまして1月・2月、4月・5月、それから最後7月・8月の4つの期間が出てまいりと思っております。

この19団体を四つの班で対応するとなった場合に、一つの班で四つから五つの団体を担当していただくということになってまいります。

四つの期間がございますので、各班、1期間には1団体または2団体の対応となるのではないかと見込んでおります。

今後、見込まれる団体等につきましては、本日もこういったことで決定した場合でございますが、各団体との期間の調整に入ることになるかと考えるところでございます。

それから、裏面でございますけれども、意見交換会の実施要領の抜粋をしてございます。各種団体との意見交換会の抜粋でございます。一応お目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（大田黒 博） ただいま説明がありました。皆さん方から質疑、意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 各地区コミュニティにおいては、行政、市長と懇話会を定期的にやっているけれども、こういった各種団体について、これは生活に直結する団体もあれば趣味的な生きがいを求める、そういった団体もあるんだけど、行政とこういった団体が直接話しをするという機会はあるんですか。

○事務局長（田上正洋） この19団体の中で、行政当局、市長以下幹部等と懇談の場と申しますか、協議の場というものは設けている団体もあります。ですけれども、ない団体もあります。

例えば、薩摩川内政経クラブとか、それから商工会議所はもう当然御存じのとおりだと思いますけれども、そういった懇談の場がありますが、シルバー人材センターとか、それから宅建協会とかって、こういった組織はないですね、今そういう状況だと思います。

○委員（佃 昌樹） そこで、やっぱり勢い会合を開くと、お手ばらでやるとどうしたって要求になってしまう、各種団体の。

我々は要求を聞いてということにしかないので、それじゃなくて、やっぱり議会として提言にふさわしくなるような議論をやりましょうと、協議をしましょうよということで、何かかがみの中にそういったものを入れておかないと、勢い要求事項と、地区コミでも同じだから要求事項ということになりかねないので、そうなるとかえって不満が、なっちゃこんと言うと不満になってしまうので、そうならないためにはやっぱり同等の立場で、お互いフリートーキングをやりながら一体課題が何なのか、何を議員として課題として提案をしていかなきゃならないのか、そういった材料を求めるための、そこのところをきちんと

やっぱりかがみの中にうたい込んでいかないと、かえってまずい結果になりそうな気がします。

以上です。

○事務局長（田上正洋） 今の御意見については、もう全くそのとおりだというふうに思いますので、また申し入れ等をするときにも、またしっかりとした文言もうたって、今後の議会としての政策提言につながっていけるような、やっぱり意見交換会もしていきたいと思いますので、今、御意見の趣旨は十分また配慮したいと思います。

それと、あとここにうたっていない医師会とか文化協会とか、それぞれ各常任委員会でやってる部分をあえて省いてあります。

それは常任委員会の中でも十分議論がされていきますので、そういうところは省かせていただきました。

それと、もう一つ、懇親会をしましょうという団体が多くあるかもしれません。もうせっかくだから懇親会までやりませんかという形を、お願いをするときにちょっと確認もしてみたいというふうに思いますので、そのときはぜひひとつその担当班においては、懇親会まで含めた形の、一応、意見交換に御協力をしていただけますようお願いしたいと思います。

○委員長（大田黒 博） ほかにございませぬか。

それでは、意見交換会における各種団体の選定（案）については、説明のとおり実施ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

ここで議長から今後の進め方等について考えがあればお願いします。

○議長（上野一誠） 今、決定いただきましたので、もう早速、手分けをしてこの団体の皆さん等の意見交換の御協力をお願いしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その中には、まずかがみを、ちゃんとした文書を、つけて御相談行きますから。事務局、正副議長含めて、一緒に行ってお願ひしてきますので、そのような形からもし団体で聞かれたら、あるいはどっかで言われたら、またそういう方々には議会等の意見交換をお願いしてありますからということで、また皆さんのほうからも、一応、御協力

のお願いをしていただけたらありがたいと思います。

そして、各会派には、そのようにまた御理解を求めていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。

以上で意見交換会における各種団体の選定（案）についてを終了します。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後2時40分休憩

~~~~~

午後2時51分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻します。

---

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で議会運営委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博